

日本テコンドー協会審査法

昇級審査保留・失格法

2022年5月24日
日本テコンドー協会
宗師範 河 明生

日本テコンドー協会昇級審査における保留及び失格を次のように定める。

第1条 昇級審査の保留

1、昇級審査の保留

- ①実技審査において合格水準に達していない場合、「受験級保留」とする。
- ②小論文審査において合格水準に達していない場合、「受験級保留」とする。
- ③保留者の氏名の公表
 - イ、高校を卒業した18歳以上の保留者は氏名を告知する。
 - ロ、高校生以下の保留者はイニシャルで告知する。

2、「受験級保留」の再審査

- ①実技審査の再審査は、保留対象の実技課題のみとする。
- ②小論文の再審査は、全文書き直しとする。

第2条 再審査の限度と失格

1、再審査の回数制限

- ①再審査は無料とする。ただし、3回を限度とする。
- ②実技再審査または小論文再審査を3回受け、合格できなかった場合、失格とする。
失格者の氏名はイニシャルで告知するものとする。

2、再審査の期限

- ①最初に受験した月を基準とし半年以内とする。
- ②半年以内に合格できなかった場合、失格とする。

3、再審査失格者の再受験

上記に該当した失格者が再挑戦する場合、所定の昇級審査料は再度納め、全ての昇級課題につき審査を受けなければならない。

以上